

憲法しんぶん速報版

第 109 号

2005 年 2 月 16 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

国民論議盛り上げめざし相次ぐ改憲案発表

最大の焦点は集団的自衛権の容認

昨年 12 月いらい、財界や政党・政治家による改憲案の発表があいついでいます。改憲論議の盛り上げをねらうとともに、ホンネを出し合って一致点をつくるための準備作業ともいえます。天皇の元首化、自由や人権の制限等については案によって重点の置き方にバラつきがありますが共通して 9 条 2 項に焦点があてられています。

自民・民主も競い合っ

【自民党】 自民党新憲法起草委員会の小委員会は、3 月中旬に意見のとりまとめをめざしフル回転しています。

16 日に開かれた「安全保障及び非常事態小委」などは国会議員・地方代表約 80 人が参加、集団的自衛権を認めることで大筋合意しました。このほか、「前文小委」では愛国心を盛り込むことなどが論議になり (14 日)、「天皇制小委」では女帝容認で一致 (15 日)、また「権利・義務小委」では信教の自由や表現の自由制限にかかわる論議がなされる (12 日) など、改憲案の反動的性質をますます鮮明にしています。

【民主党】 民主党憲法調査会も 5 つの小委員会に分かれて論議をしています。「国際・安全保障小委」は 15

2005 年 5 ・ 3 憲法集会 第 3 回実行委員会

- ◇日時 2 月 22 日 18 時 30 分
- ◇会場 文京区民センター 3 F
- ◇議題 プログラムその他

日、9 条改憲に関する見解を 3 月 20 日をめどにまとめることで一致しました。小沢一郎副代表の「国連待機軍」構想も検討の対象にします。

政党、財界の 9 条改憲案

◆経済同友会「憲法問題調査会意見書」(2003 年 4 月)

「集団的自衛権の行使に関する政府解釈を改め、適正な目的と範囲を踏まえて『自衛権』の行使について枠組みを固めること」は、「現憲法の枠内でも

充分改めることができる問題」

◆日本商工会議所「憲法改正についての意見」(2004年12月)

「9条第1項 自衛権を保持することを明記すべきである」

「9条第2項 前項に規定した『戦力の保持』を明記すべきである」

「9条第3項 『国際貢献としての国際社会の平和の維持回復、並びに人道的支援』のための国際協力活動に自衛隊の派遣を認めるべきである」

(「集団的自衛権のあり方に関しては、日本商工会議所として、今は更に議論を重ねるべきところである」)

◆日本経済団体連合会「わが国の基本問題を考える」(2005年1月)

「第1項は引き続き存置されるべきである。しかし、戦力の放棄を謳う第9条第2項は、明らかに現状から乖離しているとともに、その解釈や種々の特別措置法も含め、わが国が今後果すべき国際貢献・協力活動を進める上で大きな制約になっている。従って、憲法上、まず、自衛権を行使するための組織として自衛隊の保持を明確にし、自衛隊がわが国の主権、平和、独立を守る任務・役割を果すとともに、国際社会と協調して国際平和に寄与する活動に貢献・協力できる旨を明示すべき」

「集団的自衛権に関しては、わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を、憲法上明らかにすべきである。」

◆世界平和研究所(中曽根康弘主宰)「憲法改正試案」(2005年1月)

第11条 2 日本国は、自らの平和と独立を守り、国及び国民の安全を

保つため、防衛軍をもつ。

3 日本国は、国際の平和及び安全の維持、並びに人道上の支援のため、国際機関及び国際協調の枠組みの下での活動に、防衛軍を参加させることができる。

◆鳩山由紀夫『新憲法試案』(2005年2月)

第47条 日本国は、国際連合その他の確立された国際的機構が行う平和の維持と創造のための活動に積極的に協力する。

第50条(自衛軍) 日本国は、自らの独立と安全を確保するため、自衛軍を保持する。

◆創憲会議(民主党・米沢隆グループ 2005年2月14日)

〔9条改正の具体案〕なによりもまず必要なのは、9条2項を削除または修正し、自衛のための武力行使が可能である旨を明確にすることである。それにより、自衛の一手段としての集団的自衛権も当然に肯定されるので、国家に固有の集団的自衛権の行使が憲法によって禁じられているという解釈は成立しなくなり、集団的自衛権をめぐる解釈問題は解決する。

2項修正の具体的条文としては、たとえば、「自衛のための軍隊をもつことができる」旨を明文で謳うことが考えられる。さらに「必要な場合に、その軍隊の一部を国際協力に供することができる」など、国際平和維持への積極的貢献を可能にする文言を追加しておくことが望ましい。